

一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、「大阪府立大学の教職員及び学生に対する健康診断（定期・特殊・その他）に関する業務（単価契約）」に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者はこの一般競争入札心得、入札説明書（入札公告）、契約書案の各条項及び仕様書等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は入札に際し、業務のために派遣する要員の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他関係法令に違反することのないようにしなければならない。
- 3 入札参加者は入札に際し、入札契約担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力しなければならない。
- 4 入札参加者は、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。
- 5 入札参加者は、入札説明書（入札公告）、仕様書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。
- 6 入札及び契約に関して用いる言語は、日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加者資格等)

第4条 入札参加者は、公告において指定した期日までに、入札説明書（入札公告）において指定した書類を入札契約担当職員等に提出し、当該入札参加資格の有無について確認を受けなければならない

- 2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
 - (2) 入札日において、入札参加資格を取り消されている者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札保証金)

第5条 入札保証金は、免除する。

(入札の方法)

- 第6条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印のうえ、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。
- 2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに入札契約担当職員に提出しなければならない。この場合、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
 - 3 入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務等を履行するために必要な関係書類を併せて提出しなければならない。
 - 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
 - 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
 - 6 入札参加者は、参加資格がある旨の確認通知書又はその写しを提示して、当該入札の参加資格者であることの確認を受けなければならない。
 - 7 入札価格は、第2条第2項に掲げる関係法令に違反することのないよう、これらの法令を遵守できる範囲内の価格でなければならない。
 - 8 入札場には、入札参加者並びに入札契約担当職員及び当該入札に立ち会う職員以外の者は入場することができない。
 - 9 入札場への入場は、入札参加者1名に限る。
 - 10 入札参加者は、特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、入札契約担当職員の指示があるまで入札場を退場することができない。

(入札の辞退)

- 第7条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。
- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあっては、入札参加辞退届を入札契約担当職員に提出するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
 - 3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
 - 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

- 第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

- 第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触し、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

- 第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場において、入札参加者を立ち合わせて

行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の中断及び調査の実施)

第11条 入札の執行中において、入札契約担当職員が必要と認めるときは、当該入札を中断し、当該入札に関する調査を行うことがある。

(入札の無効)

第12条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 本件入札の参加資格がある旨の確認通知書又はその写しを持参しない者の行った入札
- (9) 同一の入札について、2以上の入札を行った者の入札
- (10) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札を行った者の入札
- (11) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札を行った者の入札

(入札金額の記載)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（税抜）を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第14条 有効な入札を行った者のうち、入札書の別紙1及び別紙2の内訳書に記載された検査項目毎の単価にそれぞれの年間受診予定人数を乗じて得た額の合計が、予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該金額が最低価格であったものを落札者とする。なお、入札書に記載された金額（税抜）を落札価格とする。この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額をもって落札価格とする。

2 前項の規定により落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者は、くじを引くことを辞退することはできない。

(再度の入札)

第15条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回以内とする。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号の一に該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 第12条第1号から第3号まで及び第7号から第11号までの規定により無効とされた入札をした者
- (2) 第12条第12号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させること

が不相当と認められる者

(契約保証金等)

第16条 落札者は、当該契約を締結するに当たり、納入予定数量を契約単価で乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満切捨て）の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公立大学法人大阪府立大学（以下「法人」という。）を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、契約保証金と同額以上とする。）を保険会社と締結し、その保険証書を法人に寄託した場合又は、過去2年の間に法人、国又は地方公共団体と同種類及び同規模の契約を2件以上締結し、誠実に履行した実績を有する場合は、契約保証金は免除する。

(契約書の提出)

第17条 落札者は、契約担当者が指定する日までに、入札契約担当職員に記名押印した契約書を提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期間内に有効な契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第18条 落札者が契約を締結しないときは、納入予定数量を契約単価で乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満切捨て）の100分の2に相当する金額を違約金として徴収する。

(失格)

第19条 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が次の各号の一に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

- (1) 公立大学法人大阪府立大学入札参加停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (2) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く）
- (3) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

(異議の申立)

第20条 入札参加者は、入札後において、この一般競争入札心得、入札説明書（入札公告）、契約書案の各条項、仕様書及び質問回答書等について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第21条 入札に際しては、すべて入札契約担当職員の指示に従わなければならない。